

# 分類の事例

令和2年1月23日  
大阪税関業務部関税鑑査官

# はちみつ香料

2

はちみつから水蒸気蒸留法により得た香気成分100%の液体、食品用香料として使用

## 33.01項の精油？ 33.02項の香料調製品？

関税率表解説 第33類の総説

⇒33.01項の精油及びオレオレジン抽出物は全て、植物性の材料から抽出されたものである。

第33類注2 第33.02項の「香気性物質」とは、

⇒第33.01項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。

はちみつは動物性材料なので・・・

33.01項の精油にならない⇒33.02項にも分類されない・・・

従って、38.24項(3824.99-999)に分類されます。

# イロプラ (アイスクリーム)

3

## 異なる色のポリエチレン製の板7枚の小売セット (対象年齢6歳以上表示あり)

長方形の板で、お湯につけると柔らかくなって成型でき、冷えると固まる。柔らかくなった板は他の色と混ぜ合わせることもできる。  
(説明書入りで小売り包装)

玩具？ プラスチックの板？



関税率表解説 第95類の総説

⇒この類には、幼児又は成人の娯楽用に設計したすべての種類のがん具を含む。・・・ですが・・・

特定の物品を作る目的で小売用にしたものであるが、各色のプラスチック製の板をとりそろえただけ・・・板そのものにはがん具の特性がない・・・

従って、ポリエチレン製の板として39.20項に分類されます。

# 色々なビタミン

4

A～H IとJはなく K～Q RとSもなく T U・・・

## 29.36項の

ビタミンA1 A2

ビタミンB1 B2(G) B3 B5 B6 ← ビタミンB4（別名：アデニン）は除外 なぜ？

第 29.36項の「ビタミン」とは、関税率表解説によれば・・・

⇒ビタミンは、通常、複雑な化学組成を有する活性物質で、体外から摂取され、人間その他の動物体が適正に機能するのに必須のものである。これらは人体で合成できないので、完成した形又はほとんど完成した形（プロビタミン）で体外から摂取されなければならない。これらは、比較的微量で効果があり、外来の生体触媒とみなせる。これらの欠乏は代謝を妨げるか又は欠乏症をひき起こす。

人体で合成できるビタミンB4、ビタミンCの働きを助けるだけで欠乏しても困らないビタミンPなどは、第29.36項のビタミンから除外されます。

他にも詳しく除外規定に記載されています。

# 第42.02項(携帯用バッグ・ケース類)に分類される物品について



5

## 【関税率表の解釈に関する通則】

- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに係る部又は類の規定に従い(※)、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。  
(※)第42類は第8部だがこの部には規定(注)がない。

## 【第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品】

### 注

- 1 この類において「革」には、シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材(殺菌したものに限る。第30.06項参照)
  - (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品(……省略……)
  - (c) 網地から製造した製品(第56.08項参照)
  - (d) 第64類の物品
  - ・
  - ・
- 3(A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
  - (a) 取手付きのプラスチックシート製の袋(印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。
  - (b) 組物材料の製品(第46.02項参照) 第39.23項参照
- (B) 第42.02項又は第42.03項の製品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの(当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものを限る。)を含む。当該部分品が当該製品に重要な特性を与えている場合には、当該製品は、第71類に属する。

**【第42.02項の規定】**（第42.02項は品名例示が多く入っているため項の規定がかなり長い。）

旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器

●×第42.02項の該否×●

以下のいずれかに該当するもの。つまり、**携帯することを第一の目的とした容器**が42.02項に分類される。

- ① 物品を携帯するために使用する携帯容器（かばん、袋類等）
- ② 物品を携帯する際の危険防止を目的とした保護容器（ナイフのさや等）
- ③ 携帯と整理の性格を併せもつ収納容器（財布等）等

**【国内分類例規】** 42.02項 3. 第42.02項の取扱いについて

関税率表及び関税率表解説第42.02項に掲名されている物品には、①物品を携帯するために使用する携帯容器（かばん、袋類等）、②物品を携帯する際の危険防止を目的とした保護容器（ナイフのさや等）、③携帯と整理の性格を併せもつ収納容器（財布等）等がある。つまり、携帯することを第一の目的とした容器が第42.02項に分類される。一方、容器の性格は有しているが、その目的が異なる場合（例えば、保管、カバー等）、構成材料により分類される。

容器について、その物品の第一の目的が携帯（第42.02項）にあるのか、保護、収納等（構成材料による。）なのかの判断が困難な場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) プラスチック製、卑金属製の容器（取手・留め具・耐久性・収納スペースを有する）
- (2) 繊維製品で袋状及びバッグ状等の容器（取手・留め具・まち・耐久性・収納スペースを有する）
- (3) 長期間の使用を目的としない容器（消耗品・反復使用しない・耐久性に乏しいもの）
- (4) スマートフォン及びタブレットコンピューター用カバー（特別に成形された収納スペース（固定枠を含む）で外面を覆う形状のもの）

## 第42.02項

旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧品用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケース その他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）

前半  
材質限定  
有

及び

トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスター その他これらに類する容器

後半  
材質限定  
無

(注)

- ・毛皮は前半の容器の材質からは除外され（→第43.03項）、後半の容器類の場合のみ分類される。
- ・前半の「これらに類する容器」には、札入れ・ペンケース・切符入れ・キーケース等が含まれる。〔解説〕
- ・後半の「これらに類する容器」には、帽子箱・弾薬入れ・ナイフのさや、工具箱等が含まれる。〔解説〕
- ・スマートフォンカバーやタブレット端末カバーは、後半の「これらに類する容器」として分類される。〔国際例規〕
- ・後半の「トランク～通学カバンその他これらに類する容器」は、第4202.11～19号
- ・後半の「眼鏡ケース～拳銃用のホルスターその他これらに類する容器」は、第4202.91～99号

ートランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、  
通学用かばんその他これらに類する容器

4202. 11ー 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 12ー 外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの

4202. 19ー その他のもの

ーハンドバッグ (取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。)

4202. 21ー 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 22ー 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの

4202. 29ー その他のもの

ーポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品

4202. 31ー 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

4202. 32ー 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの

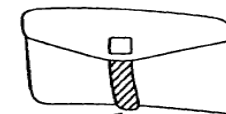
4202. 39ー その他のもの

ーその他のもの

4202. 91ー 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの

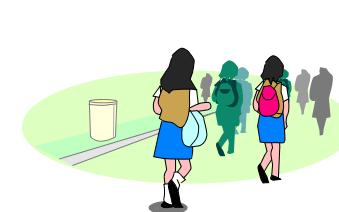
4202. 92ー 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの

4202. 99ー その他のもの



【第42.02項解説→号の解説】  
眼鏡用ケース、札入れ、財布、  
キーケース、シガレットケース、  
シガーケース、パイプケース、  
たばこ入れ

【国際分類例規】  
携帯電話カバー





## 工具袋と工具箱及びケース

	規定	材質制限	個々の工具の収納性 (特別に成形されている等)
工具袋 ( <u>tool bags</u> )	42.02項本文	有	無くても良い
工具箱及びケース ( <u>portable tool boxes or cases</u> )	42.02項解説 [この項の後半の部分に…(中略) …工具箱及びケースで…(後略)]	無	必要

## 化粧用バッグと携帯化粧道具入れ

	規定	材質制限	個々の工具の収納性 (特別に成形されている等)
化粧用バッグ ( <u>toilet bags</u> )	42.02項本文 (前半)	有	無くても良い
携帯用化粧道具入れ ( <u>vanity-cases</u> )	42.02項本文 (後半)	無	必要



❖ 化粧室 (toilet) で 化粧道具入れ (vanity-case) の中の 化粧品 (cosmetic)を使って 化粧 (make-up) する ❖

項や号に日本語表記されている「化粧(用・品)」は、英語表記では「toilet」となっていることが多く日本人が一般的に思い描く“お化粧(メーキャップ)”だけの意味ではないことに留意する必要がある。

- (例1) 第33.07項 ひげそり前用、・・・その他の調整香料及び化粧品類・・・ (cosmetic or toilet preparations)
- (例2) 第3401.11号 化粧用のもの(薬用のものを含む) (for toilet use)
- (例3) 第39.24項 プラスチック製の食卓用品、・・・家庭用品及び化粧用品 (hygienic or toilet articles)
- (例4) 第42.02項 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、・・・ (vanity-cases)
- (例5) 第4818.20号 ハンカチ、・・・、化粧用ティッシュ及びタオル (facial tissues and towels)
- (例6) 第33.04項 美容用、メーキャップ用 又は皮膚の手入れ用の調整品・・・ (make-up)
- (例7) 第9603.30号 美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの (for the application of cosmetics)

toilet

- ・化粧、身ごしらえ
- ・装い、衣装
- ・化粧台、化粧室、便所

cosmetic

- ・化粧品
- ・美髪用チック

facial

- ・顔の、顔面の

make-up

- ・化粧する
- ・顔を作る

vanity-case

- ・婦人の携帯用の化粧道具入れ

hygienic

- ・健康的に
- ・衛生的に

[旺文社「英和辞典」より]

★品目分類の解釈にあっては、原文である英文(仏文)での意味に十分留意する★

## 【第56.08の規定】

結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製品のものに限る。）

11

### 【第56.08項解説】

56.08 **結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）**

— 人造繊維製のもの

5608.11 — 漁網（製品にしたものに限る。）

5608.19 — その他のもの

5608.90 — その他のもの

#### (1) 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）

これらの物品は、単に長尺の網地である（手又は機械で製造されるオープンメッシュの結び網地）。これらは 56.07 項のひも又は綱で製造され、58.04 項のチュールその他の網地とは異なる。

#### (2) 漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）

上記（1）の物品と異なる点は、このグループの製品にした物品は糸で製造され、オープンメッシュは、結びその他の方法によって得られる点である。

製品にした網（そのままで使用するかしないかを問わない。）は、直接形成されたもの又は反物状の網から組み合わせて製造された網である。持ち手、リング、おもり、浮き、網その他の附属品が付いていても、このグループの物品の所屬には影響を及ぼさない。

この項の製品にした網は、この表の他の項に特掲されていない網に限定される。すなわち、漁網、カモフラージュネット、劇場用スクリーンネット、安全ネット、網製の買物袋その他これらに類する運搬用網（例えば、テニスボール用又はフットボール用）、ハンモック、気球用又は飛行船用の網、虫よけ網等を含む。

この項の物品は、染み込ませたもの（例えば、水や、天候から保護するために）であってもこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) メリヤス編み又はクロセ編みによって作られた反物状の網地（60.02 から 60.06 まで）

(b) ヘアネット（65.05）

(c) 運動用網（例えば、ゴールネット及びテニスネット）、95 類のたも網その他の網

## ◆網地◆（単に長尺の網地）

材 料		網目形成方法	⇒	税 番
<u>ひも・網</u>	X	<u>結び</u>	⇒	<b>56.08</b> ←第56.08項に分類される網地
糸	X	<u>結び</u>	⇒	58.04 (※)
糸・ひも・網	X	織物	⇒	50～55類
糸・ひも・ <u>網</u> (*)	X	編物	⇒	60.02～60.06 (* )編針・かぎ針・編機で作られるので網からの製造は現実的には考え難い。
糸・ひも・網	X	その他の方法	⇒	58.04 (※)

(※) 第58.04項 チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）

## ◆ 漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る） ◆ 第56.08項解説（2）参照

ひも・網だけでなく糸も含まれ、結びその他の方法で製造されたオープンメッシュを製品にしたものが分類される。（open mesh⇒開いた網の目）

但し、この項の「製品にした網」は、この表（＝タリフ）の他の項に特惠されていない網に限定される。

【例】漁網・カモフラージュネット・劇場用スクリーンネット・安全ネット・網製の買物袋その他  
これらに類する運搬用網（例：テニスボール用又はフットボール用）、ハンモック、気球用  
又は飛行船用の網、虫よけ網 等

（過去の事前教示回答例：洗濯ネット・食器洗浄用ネットスポンジ・安全ベスト・遮光ネット 他）

表 I 紡織用繊維の糸、ひも、綱及びケーブルの所属の一覧表

種類 (注1)	適用	分類
金属糸で補強された糸	すべてのもの	56.07 項
金属糸を交えた糸	すべてのもの	56.05 項
ジンプヤーン (51.10 項及び 56.05 項のものを除く。)、シェニールヤーン及びループウェールヤーン	すべてのもの	56.06 項
組んだ紡織用繊維の糸	(1) 堅く組み、ち密な構造を有するもの (2) その他のもの	56.07 項 58.08 項
その他 —絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸 (注2)	(1) 20,000 デシテックス以下のもの  (2) 20,000 デシテックスを超えるもの	50 類  56.07 項
—羊毛その他の獣毛のもの	すべてのもの	51 類
—亜麻又は大麻のもの	(1) 磨いたもの又はつや出したもの (a) 1,429 デシテックス以上のもの (b) 1,429 デシテックス未満のもの (2) 磨いてないもの又はつや出してないもの (a) 20,000 デシテックス以下のもの (b) 20,000 デシテックスを超えるもの	56.07 項 53 類  53 類 56.07 項
—コイヤのもの	(1) 単より又は双よりのもの (2) 3本より以上のもの	53.08 項 56.07 項
—紙のもの	すべてのもの	53.08 項
—綿その他の植物性繊維のもの	(1) 20,000 デシテックス以下のもの (2) 20,000 デシテックスを超えるもの	52 類又は 53 類 56.07 項
—人造繊維のもの (54 類の 2 本以上の単繊維から製造した糸を含む。) (注2)	(1) 10,000 デシテックス以下のもの  (2) 10,000 デシテックスを超えるもの	54 類又は 55 類  56.07 項

# 関税率表第8516項に分類される 「家庭用電熱機器」について

## 関税率表第8516項に分類されるものって何？

### <関税率表解説第8516項>

- (A) 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器  
及び浸せき式液体加熱器
- (B) 電気式の暖房機器及び土壌加熱器
- (C) 電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー
- (D) 電気アイロン
- (E) その他の家庭用電熱機器
- (F) 電熱用抵抗体

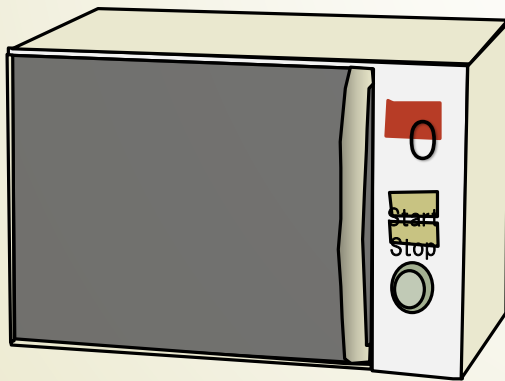


## 「その他の家庭用電熱器」って？

上記（A）から（D）の他、通常家庭において使用する  
すべての電熱機器

記載のある例として・・・

電子レンジ、ドライヤー、炊飯ジャー、トースターetc.



## ○では、関税率表第8516項に分類されないものは？

### <関税率表第85類注1>

この類には、次の物品を含まない。

(a) 電気加熱式の毛布、ベットパッド、足温器**その他これらに類する物品**  
並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

それぞれ該当する項に分類される

- ・ 電気加熱式の毛布・・・63類（繊維製）、94類（寝具）等
- ・ 電気加熱式のベットパッド、足温器・・・63類等
- ・ 電気加熱式の衣類・・・39類（プラスチックシート製）、61類（編物製）、62類（織物製）等
- ・ 電気加熱式の履物・・・64類
- ・ 電気加熱式の耳当て・・・63類（繊維製）

(b) ～ (d) 省略

【参考】関税率表第85類注1 (e)〔除外規定〕・・・**第94類の電気加熱式家具**





## ○ 「その他これらに類する物品」とは？

### <国際分類例規>

- ・ 電気カーペット・・・床用敷物として、使用時の露出面の材質・性状等により分類

57類（紡織用繊維製） プラスチック製であれば、39類に分類

### <分類事前教示>

- ・ 電気加熱式ヒーターマット

形状等：合成繊維製の詰物をしたカバー付き

用途：ベッドマットやソファーの上に敷いて使用

◎ 決定税番：9404.90（寝具その他これに類する物品、詰物のあるもの）

電熱機構を内蔵しているかないかを問わない（第9404項解説）



○除外規定に該当せず、そのまま関税率表  
第8516項に分類されるものってあるの？



<分類事前教示>

足を温める電熱機器

形状等：電気加熱装置及びファン付き、プラスチックと  
紡織用繊維でできた筐体

用途：床に置き、内部に足を入れ温める

◎決定税番：8516.79（その他の電熱機器）

○足を温めるのは、  
関税率表第85類の除外規定にある  
「足温器」ではないの？



- ・ 関税率表第85類注1 (a) 〔除外規定〕にある「足温器」とは何か。

英語表記を見てみると、足温器 = 「foot-muffs」と記載されており、「muffs」の機能である保温性のある材料で作られたものであることが条件となる。

本品の筐体はこれに該当しないので、第85類の除外規定にあたるものではない。

# 「機械の部分品」の分類について

## ○部分品のHSコードはどこ？

<関税率表第16部注2本文>

機械の部分品（一部物品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、特定の機械に専らまたは主として使用する部分品は、当該項に属する。ただし、部分品の項が特掲されている場合は、当該項に分類される。

第16部注1とは・・・

この部には、次の物品を含まない。

(a) ～ (f) …… 後ほど説明

(g) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品及びプラスチック製のこれに類する物品

(h)、(i、j) 省略

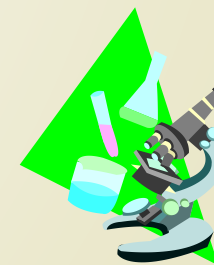
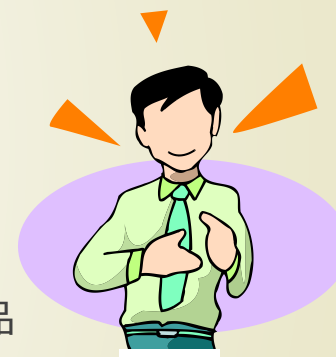
(k) 第82類（手工具、手道具等）又は第83類（はん用性の部分品、その他同項に特掲された卑金属製品）

(m) 第90類の物品（光学機器、医療用機器、検査・測定用機器等）

(n) 省略

(o) 互換性工具（第8207項）及び機械の部分品として使用する種類のブラシ（第9603項）

(p)、(q) 省略



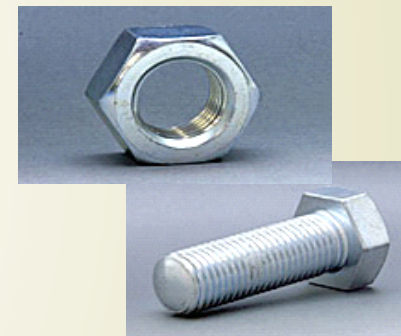
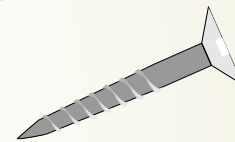
## ○はん用性の部分品って具体的にどんなもの？

### <関税率表第15部注2>

この表において「はん用性の部分品」とは次のものをいう。

したがって、以下の物品は機械、電気機器の部分品ではなく、それぞれの項に分類される。

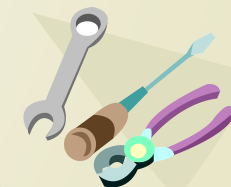
- (a) 第73.07項（鉄鋼製（以下同じ）管用継手）、  
 第73.12項（より線、ロープ、ケーブル等）、  
 第73.15項（鎖）、第73.17項（くぎ、びょう、またくぎ等）、  
 第73.18項（ねじ、ボルト、ナット、リベット、コッターピン等）



- (b) 鉄鋼製のばね及びばね板（第73.20項）

※上記（a）及び（b）については、その他の卑金属製（74類～76類及び78類～81類）のものについても準用

- (c) 第83.01項（卑金属製（以下同じ）の錠）、第83.02項（取付具）、  
 第83.06項（ベル、額縁、その他フレーム等）第83.08項（留め金、  
 バックル、アイレット等）、第83.10項（サインプレート、ネームプレート等）



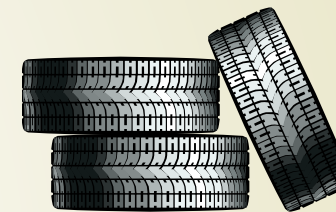
## ○その他に、部分品から除外されるものってあるの？

<第16部注1に規定される (a) ~ (f) に該当するもの>

- ・材質は何か？

技術的用途に使用される加硫ゴム及び紡織用繊維製のもの

⇒ 材質分類 (40類及び11部)



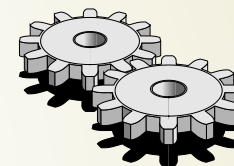
<通則1の大原則 (項の規定、部注、類注の規定を最優先) に該当するもの>

- ・形状は何か？

卑金属製の板、棒、線、管、型材等 (各定義は類注に規定)

⇒ 卑金属の材質分類 (72類~76類及び78類~81類)

## ○特定の機械に「専らまたは主として使用する部分品」は、 どう判断するの？

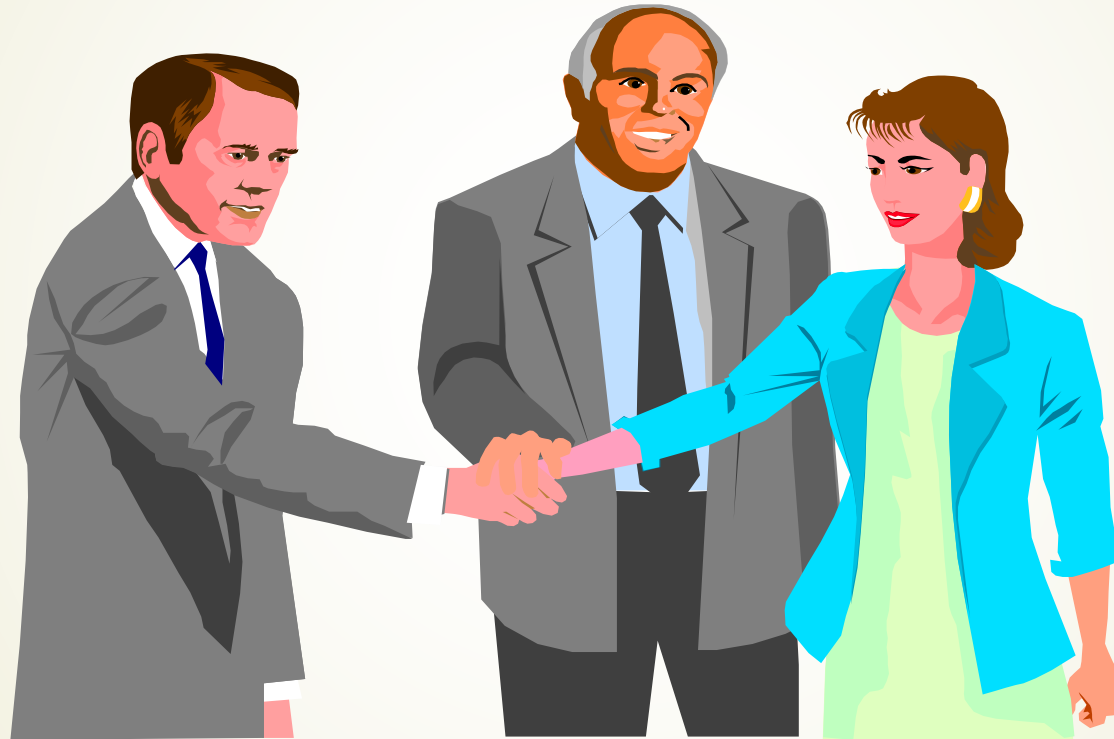


第16部注1に規定される除外品目を踏まえ、当該部分品が、

- ・使用される「機械本体」は、何をする機械か？ ⇒ 機械本体のHSコードが分類に必要である
- ・機械のどこに組み込まれるものか？ ⇒ 機械は様々な機器の複合体であることが多い
- ・機械に使用される目的（構造、機構、性能等）は何か？ ⇒ 使用される場所の（機器）を特定する
- ・形状、性状が機械本体に必要不可欠なものであるか？ ⇒ 部分品になるか否か
- ・同部の別の項に分類される機械の部分品ではないか？ ⇒ はん用品であるか否か

を確認したうえで、**機械本体及び部分品に係る詳細資料（本体への取り付け方、図面等）**を提出させることにより判断する。

たいへん お疲れ様でした



大阪税関業務部 関税鑑査官部門